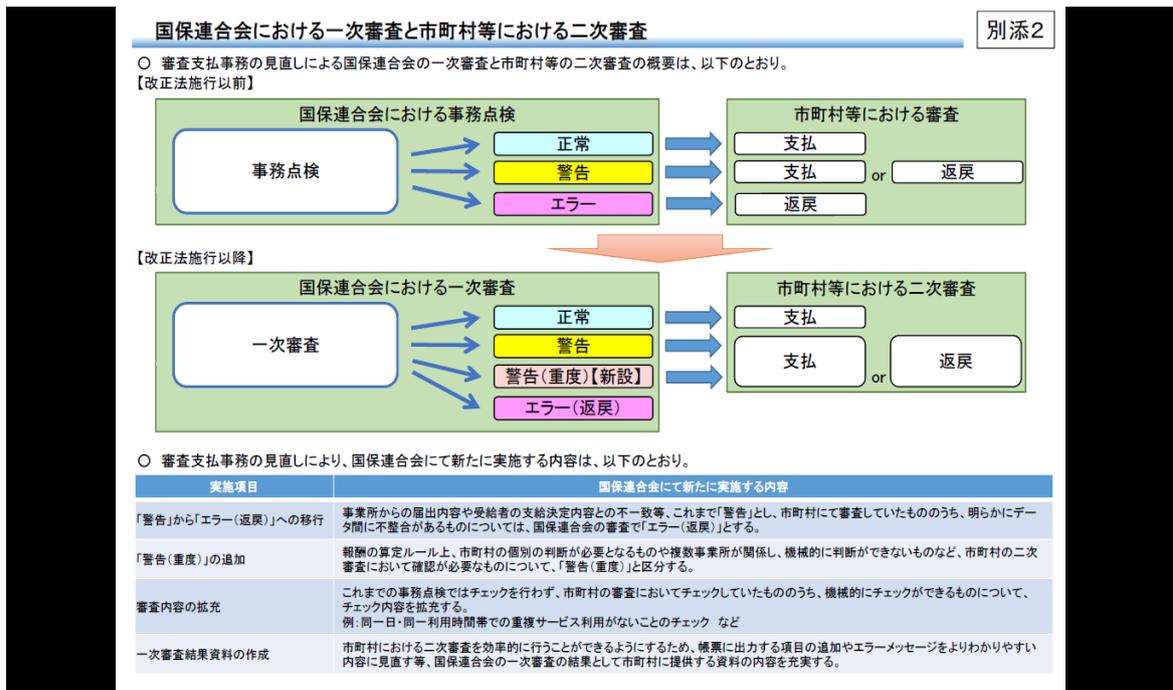


国保連審査の強化について

現在・・・支払に関する事務を委託

平成30年4月1日以降・・・審査及び支払に関する事務を委託

【主な変更点】



1 警告→エラーへの段階的な移行

事業所台帳や受給者台帳との不一致等、明らかにデータ間に不整合があるものについては、警告からエラーに移行する。

(請求に関する用語)

正常・・・受付審査、資格審査及び支給量審査にて、問題ないと判定された請求情報

警告・・・機械的に判断がつかないもの

エラー・・・各種台帳情報との不整合や報酬算定ルールに則していないもの

(国保連による一次審査)

- ①受付審査・・・請求情報内の整合性確認及び市町村台帳、事業所台帳等と突合
 - ②資格審査・・・受給者台帳と突合
 - ③支給量審査・・・サービス提供量が受給者の決定支給量を超えていないこと、利用者負担上限額が正しく管理されていることを確認また、サービス提供実績記録票との突合によるチェックを実施する。
- ①→②→③の順に審査が行われ、受付審査でエラーが出た場合には資格審査及び支給量審査は行っていないため、体制等による不突合の解消をした場合に、次の資格審査で

資料20(午前)	平成30年3月22日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

エラーとなる可能性もある。(現行も同様)

(例1) PP62 ★支給量：請求明細書の休業日に支援を行った場合に算定する報酬の「回数」が実績記録票の休業日に行う場合の算定回数と一致していません

(例2) EL04 ★受付：請求明細書の「終了年月日」に「サービス提供年月」以前、または以降の年月が設定されています

※その他の移行コードは下記HPに掲載

2 警告(重度)の新設

市町村等での審査を効率的に実施するため、返戻割合が高いもの等、市町村等において特に確認が必要となる警告を「警告(重度)」として区別する。

(例1) 同一日・同一利用時間帯の重複サービス利用チェック

(例2) 同一世帯における複数児童の上限額管理チェック

※複数児童用の上限額管理結果票に関する請求様式(新規インタフェース)を追加するため、電子での実績記録票を送付することが可能になる予定

【誤りなく請求を行うために】

1 事業所台帳情報参照機能

サービス提供事業所が請求情報に対する警告やエラーの原因を特定しやすくするために、都道府県等に届出済の内容を反映した国保連に登録されている事業所台帳情報を、電子請求受付システムを介してサービス提供事業所自ら参照できるようにする。

2 給付費請求時の点検機能強化

3 パンフレット(小冊子)の作成・配布(国保連より：予定)

資料掲載場所

https://www.kokuho.or.jp/concern/concern_care.html